

平成31年3月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）2件、石油給湯機1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちノートパソコン2件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち空気清浄機（加湿機能付）1件、電気ストーブ1件、
照明器具1件、四輪台車1件） | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて(管理番号：A201800776)

①事象について

事務所で、パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218）が製造したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至るおそれがあるとして、事故の再発防止を図るため、2018（平成30年）年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201800776）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種（シリーズ）、製造期間、対象台数

機種（シリーズ）	製造期間	対象台数
CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012年1月～2018年3月	669,569
CF-S10 CF-N10	2011年2月～2014年11月	219,030
CF-AX2/AX3	2012年10月～2016年10月	135,114
CF-C2	2012年10月～2018年3月	6,183
合計		1,029,896

（注）SX4/NX4のWindows10プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018年（平成30年）3月28日からリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）を実施

改修率：42.0%（2019年3月1日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800776）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	0	—	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—
2014年度	0	—			

<ノートパソコンの機種の確認方法>

ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

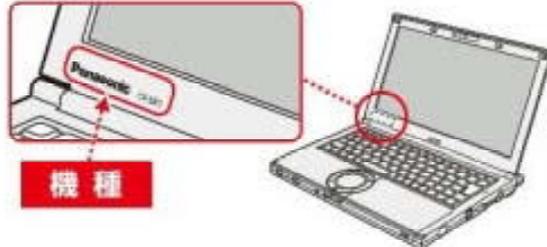
CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4



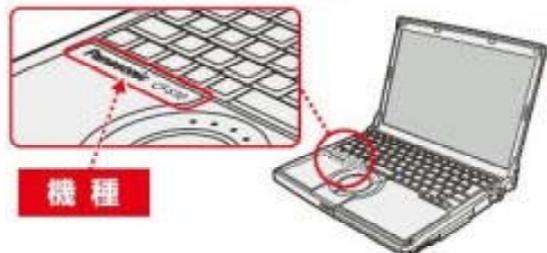
CF-S10シリーズ



CF-N10シリーズ



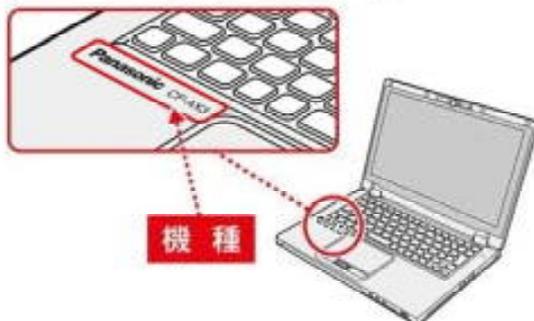
Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10



CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-AX2/AX3



CF-C2シリーズ



Panasonic CF-C2



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120-870-163

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html>

※同ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムがダウンロードできます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800777	平成31年2月12日	平成31年3月7日	石油ストーブ(開放式)	不明	株式会社コロナ	火災 死亡1名	当該製品及び建物を全焼、9棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年2月26日
A201800778	平成31年2月21日	平成31年3月7日	石油ストーブ(開放式)	RX-2215Y	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	島根県	
A201800779	平成31年2月26日	平成31年3月7日	石油給湯機	UIB-3300TXA(F)	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	製造から15年以上経過した製品 平成31年3月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800776	平成31年2月25日	平成31年3月7日	ノートパソコン	CF-NX2AWGCS	パナソニック株式会社	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成30年3月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 42.0%
A201800781	平成31年2月19日	平成31年3月8日	ノートパソコン	GJ761AV	日本ヒューレット・パッカー株式会社(現株式会社日本HP) (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	平成31年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800773	平成31年2月19日	平成31年3月7日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800774	平成31年2月13日	平成31年3月7日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成31年2月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月1日
A201800775	平成31年2月23日	平成31年3月7日	照明器具	火災	寺院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	製造から35年以上経過した製品
A201800780	平成31年2月8日	平成31年3月8日	四輪台車	重傷1名	駐車場で当該製品を使用しようとハンドルを起こしたところ、ハンドルと荷台の隙間に左手指を挟み、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月1日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

ノートパソコン（管理番号:A201800781）

